

用年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超える金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

2・3 省略

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第一項又は第二項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、次条第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）」又は租税特別措置法第六十八条の十第三項若しくは第二項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項（沖縄の特

2・3 同上

4 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第一項又は第二項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第一項又は第二項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

5・7 同上

8 第一項又は第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）」又は租税特別措置法第六十八条の十第三項若しくは第二項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項（沖縄の特

の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

及び第二項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項及び第二項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれららの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれららの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、「（同法）とあるのは「（法人税法）とする。

9 第四項の規定がある場合における法人税法及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十三第四項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十三第四項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十三第四項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

9 第四項の規定がある場合における法人税法及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十三第四項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十三第四項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十三第四項（連結納税の承認を取り消された場合の法人税額）に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十三第四項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の合

定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）と、「まず前条」とあるのは「まず同条第一項及び第二項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定によりこれららの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の十三第一項及び第二項（沖縄の特定地域において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

計額」と、「（同法」とあるのは「（法人税法」とするほか、法人税法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

10 第五項から第七項までに定めるもののほか、第一項から第四項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

10 第五項に定めるもののほか、第一項から第四項まで及び第六項から第八項までの規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の特別償却等又は法人税額の特別控除）

第六十八条の十四 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、特定事業（国家戦略特別区域法第二条第二項第一号に掲げる事業のうち産業の国際競争力の強化若しくは国際的な経済活動の拠点の形成に資するものとして財務省令で定めるもの又は同項第二号に掲げる事業をいう。以下この条において同じ。）の同法第八条第二項第二号に規定する実施主体として同法第十二条第一項に規定する認定区域計画（以下この項及び次項において「認定区域計画」という。）に定められたもの（以下この条においてそれぞれ「実施連結親法人」又は「実施連結子法人」という。）が、同法附則第一条第一号に定める日から平成二十八年三月三十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内に、当該認定区域計画に係る同法第二条第一項に規定する国家戦略特別区域（次項において「国家戦略特別区域」という。）内において、当該認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画に記載された第四十二条の十第一項に規定する特定機械装置等（以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該実施連結親法人又はその実施連結子法人の特定事業の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その特定事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十二項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十二条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（第四十二条の十第一項各号に掲げる減価償却資産の区分に応じ当該

第六十八条の十四 削除

各号に定める金額をいう。)との合計額とする。

2 | 実施連結親法人又はその実施連結子法人が、指定期間内に、国家戦略特別区域内において、その認定区域計画に定められた特定事業の実施に関する計画として財務省令で定める計画に記載された特定機械装置等での製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該実施連結親法人又はその実施連結子法人の特定事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額(この項、次項及び第五項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、前条、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。)から、当該実施連結親法人の税額控除限度額(その特定事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五(建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八)に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。)及び当該各実施連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該実施連結親法人又はその各実施連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該実施連結親法人又はその実施連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額(当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該実施連結親法人又はその実施連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。)を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 | 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が、各連結事業年度において繰越税額控除限度超過額を有する場合には、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から、当該

連結親法人の繰越税額控除限度超過額及び当該各連結子法人の繰越税額控除限度超過額の合計額に相当する金額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該連結事業年度における繰越税額控除限度超過額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度の法人税額基準額（当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその特定事業の用に供した特定機械装置等につき前項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額がある場合には、当該金額を控除した残額）及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額（当該連結事業年度においてその特定事業の用に供した特定機械装置等につき同項の規定により当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額から控除される金額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額がある場合には、当該金額を控除した残額）を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その繰越税額控除限度超過額は、当該法人税額基準額を限度とする。

4 前項に規定する繰越税額控除限度超過額とは、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した各連結事業年度（当該連結事業年度開始の日前一年以内に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度（以下この項において「一年以内事業年度」という。）とし、当該連結事業年度まで連續して当該連結親法人による法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書の提出（一年以内事業年度にあつては、青色申告書の提出）をしている場合の各連結事業年度又は一年以内事業年度に限る。）における税額控除限度額（一年以内事業年度にあつては、第四十二条の十第二項に規定する税額控除限度額（以下この項において「単体税額控除限度額」という。）を含む。）のうち、第二項の規定（単体税額控除限度額については、同条第二項の規定）による控除をしてもなお控除しきれない金額（既に前項の規定により当該各連結事業年度において調整前連結税額から控除された金額（既に同条第三項の規定により一年以内事業年度において法人税の額から控除された金額を含む。以下この項において「控除済金額」という。）がある場合には、当該控除済金額を控除した残

額) の合計額をいう。

5 | 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合(当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日(以下この項において「取消日」という。)が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。)において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項までの規定、第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、前条第四項、次条第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項の規定その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

6 | 実施連結親法人又はその実施連結子法人が、第四十二条の十第一項第一号イに掲げる減価償却資産のうち同号に規定する開発研究の用に供されるもの(以下この項及び次項において「開発研究用資産」という。)につき第一項の規定の適用を受ける場合には、当該実施連結親法人又はその実施連結子法人の同号に規定する開発研究の用に供した日を含む連結事業年度の当該開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入する金額は、第六十八条の九第十二項第三号に規定する特別試験研究費の額に該当するものとみなして、同条及び第六十八条の九の二の規定を適用する。

7 | 実施連結親法人若しくはその実施連結子法人の第六十八条の九第三項若しくは第七項(これらの規定を第六十八条の九の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される第六十八条の九第一項に規定する試験研究費の額又は当該実施連結親法人若しくはその実施連結子法人の同条第三項若しくは第

- 七項に規定する前連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される同条第一項に規定する試験研究費の額（当該実施連結親法人の同条第三項又は第七項に規定する前連結事業年度がない場合には、当該連結事業年度開始の日の前日を含む事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される第四十二条の四第一項に規定する試験研究費の額）のうち、開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額がある場合における第六十八条の九第三項又は第七項の規定の適用については、同条第三項及び第七項中「試験研究費の額の合計額が」とあるのは、「試験研究費の額（当該試験研究費の額のうち第六十八条の十四第一項の規定の適用を受ける同条第六項の開発研究用資産に係る償却費として損金の額に算入された金額には、政令で定めるところにより計算した金額。以下この項において同じ。）の合計額が」とする。
- 第一項の規定は、実施連結親法人又はその実施連結子法人が所有権移転外リース取引により取得した特定機械装置等については、適用しない。
- 第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しない。
- 一 連結親法人の解散の日を含む連結事業年度における当該連結親法人二 連結子法人の解散の日を含む連結事業年度におけるその解散した連結子法人
- 三 清算中の連結子法人
- 10 第一項の規定は、連結確定申告書等に特定機械装置等の償却限度額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。
- 11 第二項の規定は、連結確定申告書等、修正申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる特定機械装置等の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額は、当該連結確定申告書等に添付された書類に記載された特定機械装置等の取得価額を基礎として計算した金額に限るものとする。
- 12 第三項の規定は、供用年度以後の各連結事業年度の法人税法第二条第三十二号に規定する連結確定申告書に同項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合（第四項に規定する単体税額控除限度額を有する連結親法人又はその連結子法人については、当該明細書の添

付がある場合及び第四十二条の十第二項に規定する供用年度以後の各事業年度（その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度）の同法第二条第三十一条に規定する確定申告書（当該供用年度以後の各連結事業年度につては、同条第三十二号に規定する連結確定申告書）に第四十二条の十第三項に規定する繰越税額控除限度超過額の明細書の添付がある場合）で、かつ、第三項の規定の適用を受けようとする連結事業年度の連結確定申告書又は更正請求書に、同項の規定による控除の対象となる同項に規定する繰越税額控除限度超過額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。

13 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十二条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十四第二項若しくは第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項及び第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項及び第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項及び第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項及び第三項（国家戦略特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十四第二項及び第三項の規

定によりこれららの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「(同法」とあるのは「(法人税法」とする。

14 第五項の規定の適用がある場合における法人税法及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十四第五項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十四第五項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額の合計額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十四第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額の合計額」と、「(同法」とあるのは「(法人税法」とするほか、法人税法第一編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

15 第八項から第十二項までに定めるもののほか、第一項から第七項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、総合特別区域法第二十六条第一項に規定する指定法人に該当するもの(以下この条においてそれぞれ「指定連結親法人」「又は「指定連結子法人」という。)が、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、同法第二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域(以下この項及び次項において「国際戦略総合特別区域」という。)内において、当該国際戦略総合特別区域に係る同法第十五条第一項に規定する認定国際戦

(国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十五 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人で、総合特別区域法第二十六条第一項に規定する指定法人に該当するもの(以下この条においてそれぞれ「指定連結親法人」「又は「指定連結子法人」という。)が、同法の施行の日から平成二十八年三月三十一日までの期間(次項において「指定期間」という。)内に、同法第二条第一項に規定する国際戦略総合特別区域(以下この項及び次項において「国際戦略総合特別区域」という。)内において、当該国際戦略総合特別区域に係る同法第十五条第一項に規定する認定国際戦

略総合特別区域計画に適合する財務省令で定める計画に記載された第四十二条の十一第一項各号に掲げる減価償却資産（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該指定連結親法人又はその指定連結子法人の同法第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業（以下この条において「特定国際戦略事業」二号イ又はロに掲げる事業（以下この条において「特定国際戦略事業」という。）の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その特定国際戦略事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び事業年度（次項及び第十項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 指定連結親法人又はその指定連結子法人が、指定期間内に、国際戦略総合特別区域内において、当該国際戦略総合特別区域に係る前項に規定する財務省令で定める計画に記載された特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該計画に記載された特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該指定連結親法人又はその指定連結子法人の特定国際戦略事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき同項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、前条第二項、第三項及び第五項、次条、第六十八条の十五の三第二項、第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定第五の五並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十五までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該指定連結親法人の税額控除限度額（その特定国際戦略事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各

略総合特別区域計画に適合する財務省令で定める計画に記載された第四十二条の十一第一項各号に掲げる減価償却資産（政令で定める規模のものに限る。以下この条において「特定機械装置等」という。）でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該指定連結親法人又はその指定連結子法人の同法第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業（以下この条において「特定国際戦略事業」という。）の用に供した場合（貸付けの用に供した場合を除く。次項において同じ。）には、その特定国際戦略事業の用に供した日を含む連結事業年度（次項及び第十項において「供用年度」という。）の当該特定機械装置等の償却限度額は、法人税法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該特定機械装置等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該特定機械装置等の取得価額の百分の五十（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の二十五）に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2 指定連結親法人又はその指定連結子法人が、指定期間内に、国際戦略総合特別区域内において、特定機械装置等でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は特定機械装置等を製作し、若しくは建設して、これを当該指定連結親法人又はその指定連結子法人の特定国際戦略事業の用に供した場合において、当該特定機械装置等につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対する法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、次条、第六十八条の十五の三第二項、及び第五項、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、次条、第六十八条の十五の三第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該指定連結親法人の税額控除限度額（その特定国際戦略事業の用に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各

に供した当該特定機械装置等の取得価額の百分の十五（建物及びその附属設備並びに構築物については、百分の八）に相当する金額の合計額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各指定連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該指定連結親法人又はその各指定連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該指定連結親法人又はその指定連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該指定連結親法人又はその指定連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

5 3
連結親法人 省略

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項、前条第五項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

76

第一項から第三項までの規定は、これらの規定に規定する連結親法人又はその連結子法人のうち、次に掲げる連結法人については、適用しな

5 3
連結親法人 同上

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五の四第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかわらず、これらの規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

指定連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該指定連結親法人又はその各指定連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該指定連結親法人又はその指定連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該指定連結親法人又はその指定連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

一三。省略

四 次に掲げる規定の適用を受ける連結事業年度における当該適用に係る事項

イ 前条第一項から第三項までの規定

口 定 前条第一項の規定に係る第六十八條の四十第一項又は第四項の規

ハ前条第一項の規定に係る第六十一項又は第十二項の規定

8510 省略

11 第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第
8510 同上

第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第一項（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五第二項若しくは第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「第八十一条の十七まで人税額の特別控除」及び「前項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「第八十一条の十七まで人税額の特別控除」、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五第二項及び第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中の「規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の十五第二項及び第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中の「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の十五第二項及び第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。

の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）」並びに租税特別措置法第六十八条の十五第二項及び第三項（国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五

第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「(同法」とあるのは「(法人税法)とする。

12 第五項の規定の適用がある場合における法人税法及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第五項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第五項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第五項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」と第五項」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第五項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第五項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」と規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額の合計額」と、地方法人税法第十五条第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第五項に規定する加算した金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の合計額」と、(同法」とあるのは「(法人税法)とするほか、法人税法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法及び地方法人税法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 省略

(雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)

第六十八条の十五の二 連結法人(その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。)が各連結事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度(第二号及び次項において「連結親法人事業年度」という。)が平成二十三年四月一日から平成二十八年三月三十一日までの間に開始するものに限り、その連結親法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度を除く。以下この項、次項及び第五項において「適用年度」という。)において、第二号に掲げる要件を満たす場合(同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年度においてこれらの要

12 第五項の規定の適用がある場合における法人税法の規定の適用について

ては、同法第八十一条の十三第一項中「前条第一項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第五項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」と、同条第二項中「前条第一項又は第二項又は第二項」とあるのは「租税特別措置法第六十八条の十五第五項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」と、同法第八十一条の十八第一項中「第一号に掲げる金額」とあるのは「第一号に掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五第五項(連結納税の承認を取り消された場合の法人税額)」に規定する加算した金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」とするほか、同法第二編第一章の二第三節の規定による申告又は還付の特例その他同法の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

13 同上

(雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除)

第六十八条の十五の二 連結法人(その連結親法人及び当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人が第一号に掲げる要件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされたものに限る。)が各連結事業年度(法人税法第十五条の二第一項に規定する連結親法人事業年度(第二号及び次項において「連結親法人事業年度」という。)が平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間に開始するものに限り、その連結親法人の解散(合併による解散を除く。)の日を含む連結事業年度を除く。以下この項、次項及び第五項において「適用年度」という。)において、第二号に掲げる要件を満たす場合(同号イ及びロに掲げる要件にあつては、当該適用年度においてこれらの要

件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。」で、かつ、当該連結親法人及びその各連結子法人が雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業（他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを除く。）を行つている場合には、当該適用年度の連結所得に対する法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項、第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。）から、四十万円に当該連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者数の合計を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十（当該連結親法人が中小連結親法人（第六十八条の九第六項において同じ。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一・二 省略

255 省略

6 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項（雇用者の数が增加した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項（雇用者の数

件を満たすことにつき政令で定めるところにより証明がされた場合に限る。」で、かつ、当該連結親法人及びその各連結子法人が雇用保険法第五条第一項に規定する適用事業（他の法律により業務の規制及び適正化のための措置が講じられている事業として政令で定めるものを除く。）を行つている場合には、当該適用年度の連結所得に対する法人税の額（この条、第六十八条の九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、前条第二項、第三項及び第五項、次条第二項並びに第六十八条の十五の四第二項、第三項及び第五項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。）から、四十万円に当該連結親法人及びその各連結子法人の基準雇用者数の合計を乗じて計算した金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。ただし、当該税額控除限度額が、当該適用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の十（当該連結親法人が中小連結親法人（第六十八条の九第六項において同じ。）である場合には、百分の二十）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の十に相当する金額を限度とする。

一・二 同上

255 同上

6 第一項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十八第一項中「この款」とあるのは「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」と、「まず前条」とあるのは「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項（雇用者の数

二第一項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものと
より同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものと
人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二
第一項第二号中「の規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条
条の十五の二第一項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除
）の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の
計算）」とあるのは「前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条
条の十五の二第一項（雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除
）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とある
のは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の二
第一項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額
のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定め
る金額の百分の四・四に相当する金額」と、「（同法）とあるのは「（
法人税法）とする。

（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の
特別控除）

第六十八条の十五の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支
配関係にある連結子法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一
項に規定する連結親法人事業年度が平成二十五年四月一日から平成二十
七年三月三十一日までの間に開始するものに限る。以下この項及び次項
において「適用対象年度」という。）において当該連結親法人又はその
連結子法人が取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、
贈与、交換、現物出資又は同法第二条第十二条の六に規定する現物分配
による取得その他政令で定める取得を除く。次項において同じ。）をし
た一又は二以上の生産等設備を構成する減価償却資産（国内にある当該
連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供する機械及び装置その他の
の政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において「生産等資産
」という。）で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価
額の合計額が、当該連結親法人又はその連結子法人がその有する減価償
却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理をし
た金額（損金経理の方法又は当該連結親法人若しくはその連結子法人の
当該適用対象年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立

が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものと
して政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の
規定」とあるのは「及び租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項（
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第
八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「
前節（税額の計算）及び租税特別措置法第六十八条の十五の二第一項（
雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）」とする。

（国内の設備投資額が増加した場合の機械等の特別償却又は法人税額の
特別控除）

第六十八条の十五の三 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支
配関係にある連結子法人の各連結事業年度（法人税法第十五条の二第一
項に規定する連結親法人事業年度が平成二十五年四月一日から平成二十
七年三月三十一日までの間に開始するものに限る。以下この項及び次項
において「適用対象年度」という。）において当該連結親法人又はその
連結子法人が取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、
贈与、交換、現物出資又は同法第二条第十二条の六に規定する現物分配
による取得その他政令で定める取得を除く。次項において同じ。）をし
た一又は二以上の生産等設備を構成する減価償却資産（国内にある当該
連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供する機械及び装置その他の
の政令で定めるものに限る。以下この項及び次項において「生産等資産
」という。）で当該適用対象年度終了の日において有するものの取得価
額の合計額が、当該連結親法人又はその連結子法人がその有する減価償
却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理（同
法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつて
は、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失

金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、当該生産等資産のうち機械及び装置（取得をしたものにあつては、その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。以下この条において「機械等」という。）の普通償却限度額を超えて当該機械等につき償却費として損金経理をした金額（特別償却に関する他の規定の適用により損金の額に算入される金額を除く。）及び同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。次項において同じ。）を超えるか、当該適用対象年度開始日の前日を含む連結事業年度における生産等資産の取得価額の合計額として政令で定める金額（次項において「比較取得資産総額」という。）の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適用対象年度において当該機械等を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該適用対象年度の当該機械等の償却限度額は、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該機械等の普通償却限度額と特別償却限度額（当該機械等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。）との合計額とする。

2

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の適用対象年度において当該連結親法人又はその連結子法人が取得等をした生産等資産で当該適用対象年度終了の日において有するものと取得価額の合計額が、当該連結親法人又はその連結子法人がその有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理をした金額を超えて、かつ、比較取得資産総額の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適用対象年度において当該生産等資産のうち機械等を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用（貸付けの用を除く。）に供したときは、当該機械等につき前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該適用対象年度の連結所得に対する法人税の額（この項、第六十八条の

2

として経理することをいう。以下この章において同じ。) をした金額(損金経理の方法又は当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該適用対象年度に係る決算の確定の日までに剩余金の処分により積立金として積み立てた方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、当該生産等資産のうち機械及び装置(取得をしたものにあつては、その製作の後事業の用に供されたことのないものに限る。以下この条において「機械等」という。)の普通償却限度額を超えて当該機械等につき償却費として損金経理をした金額(特別償却に関する他の規定の適用により損金の額に算入される金額を除く。)及び同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。次項において同じ。)を超え、かつ、当該適用対象年度開始日の前日を含む連結事業年度における生産等資産の取得額の合計額として政令で定める金額(次項において「比較取得資産総額」という。)の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適用対象年度において当該機械等を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用(貸付けの用を除く。)に供したときは、当該適用対象年度の当該機械等の償却限度額は、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第一項又は第二項の規定にかかるわらず、当該機械等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該機械等の取得価額の百分の三十に相当する金額をいう。)との合計額とする。

連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人の適用対象年度において当該連結親法人又はその連結子法人が取得等をした生産等資産で当該適用対象年度終了の日において有するもののが取得価額の合計額が、当該連結親法人又はその連結子法人がその有する減価償却資産につき当該適用対象年度においてその償却費として損金経理をした金額を超えるか、比較取得資産総額の百分の百十に相当する金額を超える場合において、当該連結親法人又はその連結子法人が当該適用対象年度において当該生産等資産のうち機械等を国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用(貸付けの用を除く。)に供したときは、当該機械等につき前項の規定の適用を受ける場合を除き、当該適用対象年度の連結所得に対する法人税の額(この項、第六十八条の

九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の五並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の五並びに第六十八条の十五の五並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。
以下この項において「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該機械等の取得価額の合計額の百分の三に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該適用対象年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用対象年度の法人税額基準額（当該適用対象年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその各連結子法人ごとに、当該適用対象年度における税額控除限度額が当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用対象年度の法人税額基準額（当該適用対象年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 第一項に規定する特別償却に関する他の規定とは、次に掲げる規定をいう。

- 一 第六十八条の十第一項、第六十八条の十一第一項若しくは第二項、第六十八条の十四第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十五の六第一項、第六十八条の十六、第六十八条の十九、第六十八条の二十四から第六十八条の二十七まで、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一、第六十八条の三十二又は第六十八条の三十五の規定

二 ④ 省略

4 ⑤ 7 省略

- 8 第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）」又は租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控

九、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第二項、第三項及び第五項、前条、次条第二項、第三項及び第五項並びに第六十八条の十五の五並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下この項において「調整前連結税額」という。）から、当該連結親法人の税額控除限度額（その事業の用に供した当該機械等の取得価額の合計額の百分の三に相当する金額をいう。以下この項において同じ。）及び当該各連結子法人の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該連結親法人又はその連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3 同 上

- 一 第六十八条の十第一項、第六十八条の十一第一項、第六十八条の十五第一項、第六十八条の十六、第六十八条の十七、第六十八条の二十九、第六十八条の二十四から第六十八条の二十七まで、第六十八条の二十九、第六十八条の三十一、第六十八条の三十二又は第六十八条の三十五の規定

二 ④ 同 上

4 ⑤ 7 同 上

- 8 第二項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）」又は租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項（国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除）」と、同法第八十

除)」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは、「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項(国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは、「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までの十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは、「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項(国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除)」の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項(国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除)」の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは、「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項(国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除)」の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項(国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除)」の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは、「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項(国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除)」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは、「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「(同法)とあるのは、「(法人税法)とする。

9 省略

(特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十五の四 省略

2 特定中小連結親法人(政令で定める連結法人を除く。以下この項において同じ。)又は特定中小連結子法人(当該特定中小連結親法人による連結完全支配関係にあるものに限る。以下この項において同じ。)が、指定期間内に、経営改善設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該経営改善設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対

一条の十七中「この款」とあるのは、「この款及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項(国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除)」と、「まず前条」とあるのは、「まず同項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは、「までに掲げる金額及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項(国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除)」の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは、「及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項(国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除)」の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節(税額の計算)」とあるのは、「前節(税額の計算)及び租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項(国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る法人税額の特別控除)」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」とあるのは、「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の三第二項の規定により同項に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられるものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「(同法)とあるのは、「(法人税法)とする。

9 同上

(特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除)

第六十八条の十五の四 同上

2 特定中小連結親法人(政令で定める連結法人を除く。以下この項において同じ。)又は特定中小連結子法人(当該特定中小連結親法人による連結完全支配関係にあるものに限る。以下この項において同じ。)が、指定期間内に、経営改善設備でその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は経営改善設備を製作し、若しくは建設して、これを国内にある当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の営む指定事業の用に供した場合において、当該経営改善設備につき前項の規定の適用を受けないときは、供用年度の連結所得に対

する法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十一第七項から第九項まで及び第十二項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、前条並びに第六十八条の十五の六第七項及び第八項並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人の税額控除限度額（その指定事業の用に供した当該経営改善設備の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の税額控除限度額の合計額を控除する。この場合において、当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度における税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度の税額控除限度額の百分の七に相当する金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3・4 省略

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第十二項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条

する法人税の額（この項、次項及び第五項、第六十八条の十第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十三、第六十八条の十四第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五第二項、第三項及び第五項、第六十八条の十五の二、前条第二項並びに次条並びに法人税法第八十一条の十三から第八十一条の十七までの規定を適用しないで計算した場合の法人税の額とし、国税通則法第二条第四号に規定する附帯税の額を除く。以下第四項までにおいて「調整前連結税額」という。）から、当該特定中小連結親法人の税額控除限度額（その指定事業の用に供した当該経営改善設備の取得価額の合計額の百分の七に相当する金額をいう。以下この項及び第四項において同じ。）及び当該各特定中小連結子法人の当該供用年度の法人税額基準額（当該供用年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度の税額控除限度額が当該特定中小連結親法人又はその各特定中小連結子法人ごとに、当該供用年度の税額控除限度額の百分の二十に相当する金額及び当該調整前連結税額のうち当該特定中小連結親法人又はその特定中小連結子法人に帰せられる金額の百分の二十に相当する金額を基礎として政令で定めるところにより計算した金額をいう。）を超えるときは、その税額控除限度額は、当該法人税額基準額を限度とする。

3・4 同上

5 連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人が法人税法第四条の五第一項の規定により同法第四条の二の承認を取り消された場合（当該連結子法人にあつては、当該承認の取消しのあつた日（以下この項において「取消日」という。）が連結事業年度終了の日の翌日である場合に限る。）において、当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人の取消日前五年以内に開始した各連結事業年度において第二項又は第三項の規定の適用があるときは、連結親法人に対して課する当該取消日の前日を含む連結事業年度の連結所得に対する法人税の額は、同法第八十一条の十二第一項から第三項まで並びに第六十八条の九第十一項、第六十八条の十第五項、第六十八条の十一第五項、第六十八条の十三第四項、第六十八条の十五第五項、第六十八条の百第一項及び第六十八条の百八第一項その他法人税

条の百八第一項その他法人税に関する法令の規定にかかるわらず、これら
の規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当
該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額の
うち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連
結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

11 省略

第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第一
章の二及び地方法人税法の規定の適用については、法人税法第八十一
条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「
第八十一条の十七まで（税額控除）又は租税特別措置法第六十八条の十
五の四第二項若しくは第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得
した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この
款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第
二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法
人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及
び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八
第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租
税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法
人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定により
これららの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連
結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条
の二十第一項第二号中「の規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第
六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設
備を取得した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同法第八十一条
の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税
額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三
項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別
控除）」と、地方法人税法第十五条第一項中「第三号に掲げる金額」と
あるのは「第三号に掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五
の四第二項及び第三項の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結
税額から控除される金額のうち連結親法人又は各連結子法人に帰せられ
るものとして政令で定める金額の百分の四・四に相当する金額」と、「
（同法）」とあるのは「（法人税法）とする。

6
5
10
同上

11
10 同上
に
の額に、第二項又は第三項の規定により計算した法人税の額に、第二項又は第三項の規定により当該各連結事業年度の連結所得に対する法人税の額から控除された金額のうち当該承認を取り消された連結親法人又は当該承認を取り消された連結子法人に係る金額に相当する金額を加算した金額とする。

第二項又は第三項の規定の適用がある場合における法人税法第二編第八章の二の規定の適用については、同法第八十一条の十三第二項中「第八十一条の十七まで（税額控除）」とあるのは「第八十一条の十七まで（税額控除）」又は租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項若しくは第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、同法第八十一条の十七中「この款」とあるのは「この款並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」と、「まず前条」とあるのは「まず同条第二項及び第三項の規定による控除をし、次に前条」と、同法第八十一条の十八第一項中「までに掲げる金額」とあるのは「までに掲げる金額並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を得した場合の法人税額の特別控除）」の規定によりこれらの規定に規定する調整前連結税額から控除される金額のうち各連結法人に帰せられるものとして政令で定める金額」と、同法第八十一条の二十第一項第二号中の「規定」とあるのは「並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」の規定」と、同法第八十一条の二十二第一項第二号中「前節（税額の計算）」とあるのは「前節（税額の計算）並びに租税特別措置法第六十八条の十五の四第二項及び第三項（特定中小連結法人が経営改善設備を取得した場合の法人税額の特別控除）」とする。